

1 概要

吹田市では、中小企業の生産性向上に向けた設備投資を後押しすること等を目的とした「中小企業等経営強化法」に基づき、「吹田市導入促進基本計画」を作成し、国の同意を得ました。

これにより、国の基本方針及び市の導入促進基本計画に沿って、中小企業者が作成された「先端設備等導入計画」が市の認定を受け、一定の要件を満たす場合、固定資産税の特例などの支援措置を受けることができます。

2 先端設備等導入計画とは

中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るため、先端設備等を導入する計画（先端設備等導入計画）を策定し、吹田市の導入促進基本計画（資料番号4参照）に合致する場合に認定を受けることで、税制支援を受けることができます。

3 認定対象者

先端設備等導入計画の認定を受けられる事業者は、中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する中小企業者です。なお、吹田市内の事業所において設備投資を行うものに関し、設備取得後の認定申請は受付できません。

＜中小企業者の範囲＞

中小事業者等（資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く。）

4 設備等導入計画の認定要件

対象業種及び事業	全ての業種及び事業 ※人員削減を目的とした取組、公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるもの、市税滞納者については対象外		
計画期間	計画認定から3年間、4年間又は5年間のいずれか		
労働生産性	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。		
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される次の設備 ※税制支援を受けるには、投資利益率5%以上の投資計画に記載された下表の設備のみです。		
	設備	最低取得価格	その他要件
	機械装置	160万円	生産、販売活動等の用に直接供されるものであり、中古資産でないこと。
	測定工具及び検査工具	30万円	
	器具備品	30万円	
建物附属設備 ※家屋と一体で課税されるものは対象外	60万円		

計画内容	<p>次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 吹田市導入促進基本計画に適合するものであること。</p> <p>イ 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</p> <p>ウ 認定経営革新等支援機関（商工会議所等）において事前確認を行った計画であること</p>
------	--

5 支援措置

(1) 税制支援

認定を受けた先端設備等導入計画に基づいて、対象設備を新規に取得した場合の支援内容は、下表のとおりです。

	要件		支援内容
	賃上げ表明※	設備新規取得時期	
1	無	令和7年3月31日まで	新規取得設備に係る固定資産税の課税標準を3年間に限り、2分の1に軽減
2	有	令和6年3月31日まで	新規取得設備に係る固定資産税の課税標準を5年間に限り、3分の1に軽減
3	有	令和7年3月31日まで	新規取得設備に係る固定資産税の課税標準を4年間に限り、3分の1に軽減

※賃上げ表明について

従業員（国内雇用者）に対する給与等の総額を、計画申請日を含む事業年度又はその翌事業年度において、申請事業年度の直前の事業年度と比較し、1.5%以上増加させる方針を策定して、従業員に表明する必要があります。なお、表明は、従業員の代表者のみに行うことも可能です。

(2) 金融支援

認定を受けた先端設備等導入計画の実行に当たり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、下表のとおり普通保険等通常枠とは別枠での追加保証が受けられる場合があります。

<保証限度額>

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円

6 受付期間

令和7年3月31日（月）まで

7 認定件数

53件（平成30年度から令和4年度まで）、【変更後】1件（令和5年度）